

# シリーズ企画

## オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その57) 改正健康増進法

### ①相次ぐ第一種施設の敷地内全面禁煙

### ②第二種施設の良心的な対応と残念な決定

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

#### ①相次ぐ第一種施設の敷地内全面禁煙

さすが法律、と言いたくなるような報道が続いています。改正健康増進法では病院、学校、行政機関等の第一種施設は、7月1日から敷地内禁煙とすることが求められています。滋賀県は前倒しで

6月1日から、鎌倉市、佐賀県は法律どおり7月から、福井県の警察、そして、第二種施設に分類された裁判所が敷地内全面禁煙を施行、あるいは、決定した記事を紹介します(図1～4)。



図1. 滋賀県庁、6月から敷地内禁煙を実施

### 所有施設を全面禁煙、喫煙所は撤去 鎌倉市、7月から措置

5/30(木) 21:40配信



鎌倉市役所

鎌倉市は7月から、所有する施設の敷地内を全面禁煙にする。受動喫煙を防ぐための規制を強化する改正健康増進法に伴う措置で、市は「望まない受動喫煙の防止を図りたい」としている。

【写真で見る】「銀幕スター」たち！ 鎌倉で仮装パレード

市によると、対象施設は、市役所や支所、学校、図書館、体育館など約100カ所。倉庫といった事務処理を行わない施設と、深夜勤務を行う消防署は除かれる。対象施設に設けられた喫煙所は、7月までに全て撤去する。

同法により、行政機関の庁舎や学校、病院などの敷地内は原則、7月から禁煙となる。同法では、受動喫煙防止のための必要な措置が取られていれば、喫煙場所を設置できるとしているが、市は「非喫煙者にたばこの煙が確実に届かないような場所を敷地内に設けることは難しい」とし、全面禁煙に踏み切った。

市は「嗜好（しこう）品を否定するわけではない」としつつ「非喫煙者の健康被害を防ぎたい」としている。

神奈川新聞社

図2. 鎌倉市、7月から敷地内禁煙を実施予定

朝日新聞デジタル > 記事

佐賀

### 佐賀）県や県警、7月に敷地内全面禁煙 健康増進法受け

五島尻圭

2019年5月31日03時00分

シェア ツイート ブックマーク スクラップ メール 印刷



県警本部の駐輪場の一角にある喫煙所＝27日午後4時45分、佐賀市松原1丁目、平塚学撮影

受動喫煙を防ぐための改正健康増進法の施行を受けて、県や県警が7月1日から敷地内を全面禁煙にする。これまでは建物内が禁煙だったが、敷地内すべてに拡大する。職員だけでなく、一般の人も対象だ。県や県警の庁舎で現在使用中の喫煙所は6月末には撤去される。

「世の中の流れだから敷地内禁煙はしょうがない。でも、すぐにはたばこはやめられないだろう」

昼休みの一服を終えたある警察官は、こう話した。ここは県警本部の敷地内にある屋外喫煙所。喫煙者の「オアシス」は、あと1カ月ほどで撤去される。

改正健康増進法は昨年7月に成立して今年4月から一部施行された。受動喫煙対策を強化する目的があり、今年7月からは多数の人が訪れる病院や学校、地方行政機関の庁舎については敷地内禁煙が義務化される。

図3. 佐賀県、7月から敷地内禁煙を実施予定

**福井**

ツイート 0 シェア 0

2019年5月31日

## 警察署、交番を全面禁煙へ 7月1日から

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が一部施行される七月一日から、県警は本部や警察署、交番の敷地内を全面禁煙にする。屋外喫煙所も設置しない方針で、利用者が喫煙できなくなる。五月三十一日は世界禁煙デー。

県警厚生課によると、現在、本部庁舎には地下と南隣の駐車場に喫煙所があり、警察署には建物脇などに喫煙スペースがある。交番では炊事場などで喫煙が可能。警察学校では今年四月から全面禁煙にしている。

改正健康増進法では、受動喫煙の影響が大きい二十歳未満や病気の人、妊婦らが利用する学校や病院、行政機関といった「第一種施設」は屋内全面禁煙となる。ただ、屋外では、分煙を徹底する条件を満たせば喫煙所を設置できる。

厚生課によると、交番では条件を満たす喫煙所の設置が難しいため、一律で全面禁煙とすることを決めた。駐在所では、居室部分での喫煙を認める。

警察の関連施設では、二〇〇三年に健康増進法が施行されるころまでは分煙の配慮がなく、たばこを吸いながら仕事をする人もいた。同課によると、〇八年度の調査では、警察官と職員全体の喫煙率は四割だったが、一八年度には三割に低下。県警は昨年度から午前中の喫煙を禁止し、今年五月上旬には幹部らを対象にした禁煙セミナーを開いていた。

同課の担当者は「禁煙外来を紹介するなど、禁煙を推進していきたい」と話す。一方、喫煙しないある警察官は「喫煙を理由に休憩する人もいたので、全面禁煙は当然。ただ、私服警察官が出先で喫煙するようでは県民に示しが見つからない」と指摘する。

福井地裁でも、七月一日から敷地内を全面禁煙とし、地下一種の喫煙所を閉鎖する。裁判所は第一種施設ではないが、地裁の判断で禁煙とした。

(梶山佑)

図 4. 福井県、7月から裁判所も敷地内禁煙(青枠は次項参照)

## ②第二種施設の良心的な対応と残念な決定

第一種施設は2017年の検討段階では「官公庁」でしたが、2018年に公布されたときには「行政機関」となりました。国会を立法機関として喫煙室を設置しても良い第二種施設に分類せざるを得なかったからと(個人的に)推測しています。2016年に国会に受動喫煙防止法の陳情のために訪問した際、本会議場の前に窓に穴を開けて排気装置をつけた喫煙室がありましたし(図5)、衆参議院会館には各フロアに喫煙室がありました。



図 5. 国会本会議場前の喫煙室

国会が第二種施設に分類された措置のおこぼれで「司法機関」である裁判所も法律上は喫煙室を残しても良いことになりました。しかし、それを潔しとせず、敷地内禁煙を選んだ名古屋高裁の判断、それを促した最高裁の通知に拍手を送りたいと思います。

その一方で、北海道議会は改正健康増進法を盾に取り、「喫煙室を残す」という非常に残念な決定を出したようです(図7)。

福岡県庁の1、2、4、6、8階テラスの喫煙コーナー、北九州市役所の駐輪場横の2カ所の喫煙コーナーとその2階部分の喫煙室(4月号参照)、そして、福岡市役所の屋上の喫煙コーナーが撤去されるのかどうか、しっかりとウォッチングしていきたいと思います。

厚生労働省、受動喫煙防止キャラクター「けむいモン」



図6.名古屋高裁の素晴らしい決定

図7.喫煙室を残す北海道議会(北海道新聞より)